３．グランドプラン対象地区における高さを中心とした建物景観の考え方（案）

５つの方向性　② 相模湾岸全体の海辺景観づくり

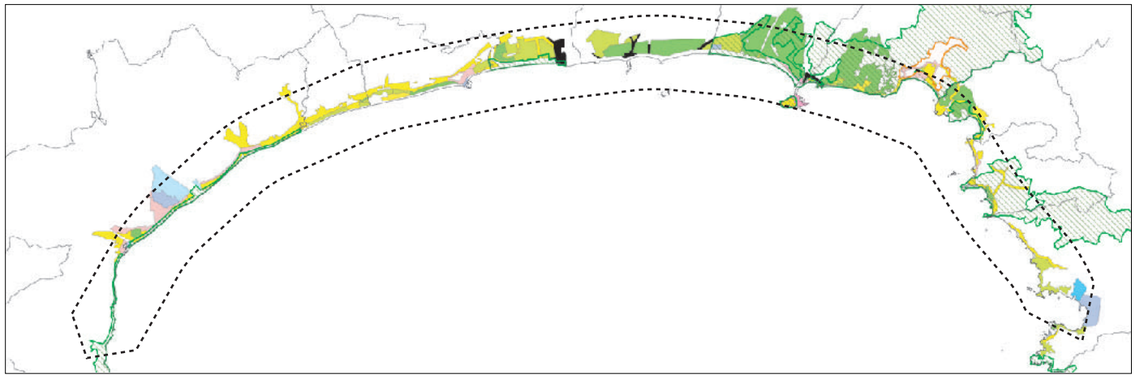

近隣市町村と協調した海辺の景観づくりが必要です。
相模湾岸の海岸景観は、茅ヶ崎市民だけのものではなく、広く県民・国民レベルの財産となっています。
相模湾沿岸の１３自治体で既に実施されている、都市計画の高さに関する景観規制との協調が必要です。

例えば、このような景観をつくることが必要です。

片瀬東浜　風致地区15m

鎌倉由比ガ浜　風致地区10m・景観地区15m

メモ　この方向性について、ご意見やアイデアを記入してください。（次回部会でご発言ください）

５つの方向性　③ 遠景に対する眺望景観づくり

富士箱根伊豆や高麗山の稜線の景観的保全が必要です。
湘南海岸の眺望景観の魅力は、海・空・山などの自然景観が組み合わさった美しさにあります。（関東の富士見100景）
眺望景観の魅力を保つために、富士・箱根・伊豆・高麗山がつくる山並み稜線の保全が必要です。

関東富士見100景：国土交通省 関東地方整備局

例えば、このような景観にしないことが大切です。

崖線:台地のフチの帯状の崖

湾を囲む山並みの緑と高層マンション

農地景観を縁取る崖線(がいせん)の緑とマンション

メモ　この方向性について、ご意見やアイデアを記入してください。（次回部会でご発言ください）